

○令和２年度公示第３号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第１項の規定に基づき、愛媛県漁業調整規則（令和２年愛媛県規則第57号）第4条第１項に掲げる漁業につき、同規則第11条第１項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和２年12月１日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 制限措置

別記１から別記５までのとおり

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和２年12月１日から令和３年３月31日まで（周年）

3 備考

この公示に係る許可又は起業の認可には、別に定めるところにより条件を付けるものとする。